

三好市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自転車を利用する市民のヘルメット着用を促進し、事故等による負傷の軽減を図るため自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の購入に要する経費の一部を補助することについて、三好市補助金交付規則（平成18年三好市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造された物で、次のいずれかの認証等を受けたもの（中古品を除く。）

ア 一般社団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを承認したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク

カ その他アからオに類する認証等を受けたことを証するマーク等が付されたもので、市長が認めるもの。

(2) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に監護するもの、未成年者の親族で社会通念上未成年者を保護する責任があるもの又は成年後見人等をいう。

(3) 使用者 市内に住所を有し、ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、ヘルメットを購入した使用者又は使用者が使用するヘルメットの購入に要する経費を負担した保護者等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) ヘルメットの購入に要した経費について国、県その他の団体から類似する補助金の交付を受けていないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 補助金の交付申請の日において三好市の住民基本台帳に記録されていること。

(4) 市税を滞納していないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、使用者のヘルメットの購入に要した経費に2分の1を乗じて得た額とし、3,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、使用者1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、三好市自転車ヘルメット購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、購入した日の属する年度内に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) ヘルメットの購入に要した経費の支払いが完了したことを証する書類

(2) 第2条第1号アからカに掲げる認証の確認ができるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 使用者が未成年者である場合で、当該未成年者が前項の規定による申請をするときは、保護者の同意を得なければならない。

3 申請の受付は先着順とし、市長は、受け付けた申請にかかる補助金の額が予算の範囲を超えるときは、年度内であっても申請の受付を停止することができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、三好市自転車用ヘルメット購入補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、前項の交付決定に際し、条件を付することができる。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者は、請求書及び補助金を受け取る口座情報が確認できる書類を、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(検査等)

第9条 市長は、申請者に対して補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査することができる。

(財産の管理及び処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付の対象となったヘルメットについて、補助金の交付決定の日から起算して1年間は、補助金の交付の目的に反して譲渡、交換、貸付、売却、廃棄等の処分をしてはならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(免責)

第11条 市は、補助金の交付の対象となったヘルメットを使用して生じた事故、自転車の故障等に係る損害については、その損害の賠償の責めを負わない。

(雑則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和5年8月4日以降に購入したヘルメットについて適用する。